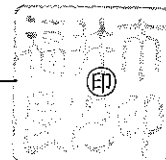


参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成26年 10月 9日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

成願寺（荒木別所）集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年10月9日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

法人 1 経営体

個人 0 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

・地域の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

・農地中間管理機構を活用し、集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。

・今後とも、完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。

・今後とも、農地・水・保全管理支払交付金を活用し、草刈、用排水路の泥上

(別紙)

- げ、遊休農地の草刈、用排水路の補修、シバザクラの植栽等を行っていく。
また、施設の点検・補修を兼ねながら、不法投棄の確認・防止を図っていく。
- ・ 狭隘な田圃の畦ブロックを取り除き、作業効率を高める。